

# 役員等報酬等に関する規程





社会福祉法人埼玉のぞみの園役員等報酬等に関する規程を次のように定める

社会福祉法人埼玉のぞみの園  
理事長 山 崎 勝

## 社会福祉法人埼玉のぞみの園役員等報酬等に関する規程

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人埼玉のぞみの園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員の報酬、退職金、交通費及び法人業務に携わったときの諸経費について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

### 第 2 章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 継続的かつ定期的に就業する役員（以下、執行役員という。）の報酬は、個人の役割、職務内容、出勤状況等を総合的に勘案・評価し、執行役員報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員が理事及び評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

1 日 4 時間以内      5 , 0 0 0 円（所得税控除後の金額）

1 日 4 時間以上      8 , 0 0 0 円（                      々                      ）

3 役員の報酬額は、理事会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況等を総合的に勘案・評価のうえ見直すことができる。

(役員兼任手当)

第 4 条 理事において、施設、事業所、本部事務局等の職を兼務する者(以下、職員理事という。)には、第 3 条第 1 項及び第 2 項は適用しない。ただし、職員給与に加えて役員兼任手当として次のとおり支給する。

・ 正規職員 月額：代表理事 20,000円 理事 2,000円

・ 嘱託職員 月額：代表理事 本俸の 20% 又は 60,000円の内、多い額  
理事 本俸の 13% 又は 30,000円の内、多い額

(報酬の支払方法)

第 5 条 報酬の支払は、次のとおりとする。

(1) 執行役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月25日(当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(退職手当金)

第6条 役員としての退職手当金については原則支払わないが、但し、餞別として法人役員等慶弔見舞金により支給する。

(交通費等)

第7条 理事会等への出席、法人業務に携わったときの交通費及び諸経費は、次により支払うものとする。

(1) 第3条2項の役員については、その都度現金にて支払う。

(2) 執行役員及び職員理事については適用しない。

(3) 支払金額は次による。

- ・理事会への出席 2,000円/1日
- ・理事長が召集する委員会等への出席 3,000円/1日
- ・法人業務に携わったときの交通費 実費又は2,000円/1日の内、多い額

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第8条 出張旅費は、「社福望規則第5号 埼玉のぞみの園旅費規程」を適用する。

### 第4章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第9条 役員等に対する慶弔見舞金は、下表の通りとする。

項目	対象者	金額	摘要
葬祭料	法人理事・監事	50,000円	他に生花1基(現職時対応)
	法人評議員	30,000円	々
	上記配偶者	10,000円	々
傷病見舞金	法人役員	10,000円	15日以上入院又は1ヶ月以上の療養
餞別	法人役員		理事・監事の役員のみ支払う 金額は相当額の記念品とする 職員理事期間は通算する
	(30年以上)	100,000円	
	(20年以上)	70,000円	
	(10年以上)	50,000円	
	(10年未満)	30,000円	
(4年未満)	無支給		

その他理事長が特に必要と認めたとき(元理事葬祭料は香典30,000円と生花1基とする)

## 第5章 附 則

(改 正)

第10条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

この規程は、平成28年4月1日より、施行する。

この規程は、平成29年4月1日より、施行する。

### < 執行役員報酬表 >

#### ○理事長

号俸 (級 - 号給)	支給基準額 (月額)
2 - 1	50,000円
2 - 2	100,000円
2 - 3	200,000円
2 - 4	300,000円
2 - 5	400,000円
2 - 6	500,000円
2 - 7	600,000円
2 - 8	700,000円

#### ○理事

号俸 (級 - 号給)	支給基準額 (月額)
1 - 1	10,000円
1 - 2	20,000円
1 - 3	40,000円
1 - 4	60,000円
1 - 5	80,000円
1 - 6	100,000円
1 - 7	120,000円
1 - 8	140,000円